

生徒の非行化を防止するために学校が独自にとりうる措置と、 家庭・関係機関・地域社会との連携（Ⅶ）

— 卒業生の面接調査から生徒指導の効果を発掘する —

金丸 純二 木本 一成 中尾 佳行 畑 浩人

1. 面接調査の進捗状況

本年度は、卒業生に対する面接調査を継続して行い、当時の生徒指導体験と卒業後の生活に対するその影響などを尋ねた。ただし、卒業生を対象にしたアンケート調査は22年間分にもわたる広範なものだったので、これに対応するデータを面接調査において獲得するまでにはまだ至っていない。

そこで本年度は、1980年代前半と、それから約十年後の1990年代前半に同じ中学校で学園生活を送った卒業生らの回顧談を比較することで、2つの時期における生徒指導の差異を発見して¹⁾、その間——とくに1980年代後半——における生徒指導態勢の大幅な変化を示唆することにより、今後の調査の前提となる作業仮説としたい（第2章）。

また、今後、教員側における生徒指導方針の変遷とその周辺事情を追究していくにあたり、その準備作業として、客観的なデータに基づいて学校側の指導態勢に変遷があったのかどうかを確認しておくことは有益であろう。そこで、簡単ではあるが、文部科学省の全国集計調査において「体罰に係る懲戒処分等の状況」が毎年、都道府県別に公表されてきているので、その数字を1980年から2008年まで29年間分を集めて整理してみた。本来は附属学園をとりまく県内各都市の教員懲戒統計が入手できれば一番よいのであるが、もともとそのような問題事例の報告件数が少ないため、今回は県レベルと政令指定都市レベルでの変遷や特徴を探索する程度の萌芽的な統計整理にとどまった。それでもいくつかのパターンが発見できた（第3章）。

以下、わずかな知見であるがここに提示することで、一連の調査研究の途中経過報告としたい。

2. 面接データから知られる十年間の相違

1990年代前半に中学校に在学していた女性3名とは2008年10月に、1980年代前半に中学生だった男性4名とは2009年2月、女性2名とは2010年1月に面接することができた。両者間は時期的にはほぼ十年異なるので、彼等の体験の比較により時代の変化を探った。

1980年代前半に在学していた卒業生らの共通認識としては、なによりもまず教員への信頼感があったし、親も教員を信頼して指導を任せていたという。

他方、あまり信頼していない教員に指導を受けた際に口答えをして（グラウンドにボールが散らかっている点を指導の限界として指摘）、顔面を叩かれたこともあったという（男子）。また、級友との関係では、必ずしも明るい喧嘩ばかりではなく、当事者にさえも原因のよく判らない突発的な傷害事件（軽傷）も稀にあったという（男子）。

体育系のクラブ活動も熱心にやっていた市内では強豪だった（女子）。勉強面では、かなり頑張っても他の生徒層がもっと優秀だったので追いつけず、もし、A先生が担任でスポーツ選手をめざすように進路指導してくれていたなら、自分の人生が変わっていたのではないかという回顧もあった（男子）。実際に当時はスポーツ推薦で高校進学したという男子もいた。

当時の問題行動として、他の中学校へ集団で遠征して行ったのは、市民会館で行われた毎年恒例の合唱大会の際に下級生がからかわれたので、附属学校の対面を考慮して上級生が中心となって相手の学校にまで話をつけに行ったのだという。けっきょく肝心の相手は怖じ気づいてしまったものの、別の生徒が興奮してくっついて出てきたので、代表が校外で1対1の喧嘩をしたところで取まったのだという。

Junji Kanamaru, Kazushige Kimoto, Yoshiyuki Nakao, and Hiroto Hata.

The school's proper actions and cooperation with its students' families, the related agencies, and their community in order to prevent them from turning into wrongdoings: Some findings from the interview survey to the graduates of a junior high school affiliated with a university.

なお、この遠征の中心となった男子生徒の一部には、数年先輩の少年グループと交流があって、在学中から校外でも交友関係が広く対抗意識が強かったらしい。教員のほうも、この少年グループの関連で、後輩からお金を集めたりしないよう注意をしに、そのリーダー格（先輩）が出入りしていた近所の店まで赴いたこともあったという。しかし、その当時はその卒業生が集金の仲介役をさせられているのかと教員は解釈していたところ、実際にはグループのリーダー格であり後輩に指示をした張本人であったようで、もし、そのような生徒の交友関係や少年組織の全貌に関する知識があったならば、もう少しきつく指導する方法もありえたであろう²⁾。

その他、このグループの関連では、修学旅行の際に旅館で他校の生徒が廊下を塞いだりしていたので、相手の部屋へ殴り込んで行ったこともあったという。

そして、教員からの説教は、よくされたが聞き流していたので、内容はよく憶えていないという（男女）。服装については男子と違って女子は変形しにくい制服で工夫できなかったものの、髪を脱色したり、ピアスをしてきたりすることは学校側にばれない範囲でやっていたという（女子）。

このように、個別の指導は本人の同意を得ながら叩いたり感銘を与えながら行われていたものの、学校外に交友関係や遊興の副次文化が形成されていた結果、生活指導はいちおう学校内に範囲を限った話として限界を持っていたようであり、生徒の側でも指導を相対化して受け取っていたようである。

つぎに、1990年代前半に中学校に在学していた卒業生（女子のみ）からの知見を検討する。

教員から呼び出し指導を受けた例としては、自宅が近所なのに自転車で登校してみたり、自転車を駅の無料駐輪場にとめて登校していたこと（生徒側の言い分：帰りに塾へ寄るので必要だった）、行事開催による振り替え休日に友人とカラオケ店に行ったこと（生徒側の言い分：カラオケ店への出入りは禁止されていない³⁾）、態度が生意気な下級生に対して「リンチするぞ」と脅し文句を言ったかどうかで残され、担任から「君が言うまで僕は帰りません」と暗くなるまで長時間にわたり自省を迫られた（言い分：後輩とは所属するクラブも違うので接触が少なく脅した覚えがない）、実習生の授業に対する態度が悪いと残されて指導を受けた（泣きながら帰った）というものが挙げられた。その他、反省文を書かされたり、居残り掃除とかをさせられたり、生徒手帳に遅刻チェックの記載がなされるといった細かな指導手法が当時、実施されていたようである。総じて、個別指導の徹底度や反省さ

せる技法の面で1990年代前半のほうが念入りかつ厳格になっているようにも思えるが、過渡期と男子の情報がないので、現段階では印象論にとどまらざるをえない。

1980年代と比較すれば、1990年代のほうが学校外の副次文化に染まらないよう、また、学校内の人間関係についてもかなり留意がされており、しかも時間を惜しまずかけて立ち入った指導が行われるようになったのではないだろうか。今後の面接では、この観点を中心にさらに聴取していきたい。

3. 背景動向：体罰による教員懲戒の推移

教員側の生徒指導態勢の変化を調べる準備作業として、教育委員会の公式統計をつなげて経年変化を探ってみた。教員人事の管轄自体は調査対象の国立学校と公立学校とで全く異なるものの、この附属学校の場合には周辺公立学校からの出向者が教員の多数を占めているので周辺公立校の動向とも決して無関係ではないだろう。

まず、体罰関連の懲戒処分事例については統計数字に解釈の余地が残っている。たとえば、懲戒処分がないか減少していれば、教員による体罰行為自体がないか減少していると素直に解する道が1つある。他方、体罰行為に対する懲戒処分がないか少ないのは、校長や教育委員会が一定の体罰行為を容認して公式の対応をしていない結果であって、統計は必ずしも学校現場の実態を示していないとみるのがもう一つの視点である⁴⁾。

新聞記事を検索すると、都市間や時代により差異が感じられるものの、今も昔も教員による過度の体罰行為は報道されることがあり、一定の体罰はずっと継続して行われてきているようである。よって、公式統計に挙げられた数字の変動は、生徒側の告発姿勢とそれを取り上げるメディアの学校権力に対する批判的な態度、そしてそれらに敏感な教育行政当局の方針転換など様々な事情を反映しているような印象がある。

とくに、校内暴力が社会問題化した1980年代前半の時期には、粗暴な生徒に対抗して、かなり教員側も指導を厳しくしていたはずであるが⁵⁾、教育委員会も容認したせい⁶⁾、神戸市を外した兵庫県を除いて懲戒処分は全くないか、少なかった（表1を参照）。

各地域別にみると、広島県においては、1990年に前後の年度よりもやや懲戒例が多くなっているが、これは県内で3月に教員による児童殺害事件、7月に民間施設での監禁致死事件があったことと呼応して教育委員会の監督が一時的に厳しくなったせいであろう。広島市でも平成に入るまで体罰が問題になったことはな

かったかのようであるが、その後は数件ずつ発覚している（1990年代後半はやや少ないので体罰自体が減少していたのかもしれない）。

兵庫県では以前から体罰の発覚が多いようである。神戸市では1980年代後半に行きすぎた体罰が若干発覚したのみで0件の年も多かった。1990年7月に県立高校で発生した校門圧死事件も特殊な事故とされたのか、過度な体罰との関連は現れていない。ところが、1997年になって小学生連続殺傷事件が発生し、一部の報道では犯人である少年の通う中学校での厳しい生徒指導が問題視されたためか⁷⁾、その後しばらくは体罰の発覚が多くなっている。

福岡県では1983年から1991年まで体罰の発覚がない。1999年に方針転換をしたというが⁸⁾、過度な体罰はある程度は続いているようである。北九州市と福岡市では数件発覚する年度もあったが、容認する態度も残っているという⁹⁾。福岡市では、1990年7月に教員集団が生徒を砂浜に生き埋めにして懲らしめる事件（89年9月発生）が発覚したので、その年度だけ少し数字が増えている。なお、1995年7月に福岡県の私立高校で体罰死事件があったものの、公立学校のほうでは運用に変化がなかったようである。

このように、教員の体罰問題については、過度な体罰事件の発覚、生徒側や親権者側の告発姿勢、学校と教育委員会の容認姿勢などの変化によって、教員の懲戒処分に増減がみられた。当初は1990年代後半までに体罰の使用が抑制されたのではないかという仮説をもっていたが、全く変わらない自治体もあるので、生徒側の問題行動統計などともつきあわせて詳細に分析する必要があるだろう。

なお、体罰が教員の懲戒処分にまで至った際に児童・生徒が受けた「傷害の程度」について、1999年度以降のデータには記載がある。そのうち、「傷害なし」¹⁰⁾の割合を示したのが表2である。以前のデータがないので比較は難しいが、意外に傷害がなくとも教員の懲戒にまで至る例が多いので、生徒が体罰により負傷することは体罰が問題化するかどうかの指標ではなくなっているようであり、告発姿勢が強まっているかのような印象がある。

4. 残された課題

今後の課題は、今回比較した2つの時期をはさむ生徒指導態勢の過渡期とも言える1980年代後半と、荒れがひどくなるまでの1990年後半の学校とそれを取り巻く風紀環境をさらに解明していくことであろう。今年度もまだ面接予定が入っているので、さらに調査を通じて学校文化の発掘に努めたい。

その他、調査方法や分析の面でも、少子化の家族形態と学校組織に対する影響、地域の経済環境悪化による人口構成の変動などについては重要な因子なので、今回の統計確認をきっかけにさらに学校周辺からも問題行動に関連する変化を整理して考察していきたい。

とくに地域経済の変動という要因は、駅前の繁華街が衰退してしまったり大規模店舗が撤退していったことなどが学校近隣の地理環境と関連しているので見逃せない因子である。

注と引用（参考）文献

- 1) なお、生徒の問題行動自体はあまり変わっていないという見解もある。柿沼昌芳・永野恒雄編著『荒れる学校：教育現場からの証言（戦後教育の検証別巻1）』批評社1998年、吉田順教諭の報告13頁、発言21頁。この関東のベテラン教員8名が1998年に集まって行った座談会の記録によれば、荒れの様子は以前と変わらず、外見上の逸脱が容貌の多様化により見えにくくなっているだけで、子どもが塾通いなどで過度に競争心を煽られてストレスがたまり中学校ばかりか小学校でも不満が爆発するのだという。
 - 2) ただし、学校外や卒業生にまで一教員による指導の規制力が及ぶのかどうかは定かでない。せいぜい生徒保護の意味で外部勢力との接触や交友を断つように指導することができる程度であれば、これも制裁力に欠けるために効果は限定的だろう。卒業後になってようやく懐旧する程度ではあるまいか。
 - 3) しかも、クラス担任が指導を分担したので一緒に遊んだ仲間が数名と1名とに分かれてしまい、独りになった自分だけがたっぷり絞られたのは不公平だったという印象が残るといふ。また、その後も自分ばかりが指導を繰り返し受けるため、学校生活に対して一種の冷めた感覚をもってしまったという感想もあった（しかし、その後、高校へ進学して気の合う教員と出会い救われたという）。
- なお、教員側からみた類似の知見として、教員がある生徒の素行に着目し続けていて、ついに我慢きれず叱ったところ、生徒側が他の生徒と比較して自分だけ叱るのは差別だと反論されたという。このような教員と生徒との縦の関係と生徒間の横の関係との交錯問題については、小学校の例ではあるが前掲『荒れる学校』25頁平松発言でも言及されている。
- 4) 行政組織の分業構造が実態を覆い隠してしまう例として、仲村和代「縦割りで体罰処分漏れ 福岡市教委、連携欠き16件【西部】」朝日新聞2009年11月18日朝刊31面によれば、「体罰について、指導の仕方や対応は現在の学校指導課が担当し、処分は教職

員課が決めている。学校側は両方の課に報告する義務があるが、実際には学校指導課だけに報告し、学校指導課も教職員課に伝えていないケースが多数あったという。……」。

- 5) 原田琢也「八〇年代校内暴力の『終息過程』」, 柿沼昌芳・永野恒雄編著『校内暴力(戦後教育の検証2)』批評社1997年175-221頁, 190頁以下。
- 6) 前掲『荒れる学校』永野恒雄報告136頁。吉田卓司「体罰法禁と刑事司法」柿沼昌芳・永野恒雄編著『教師という<幻想>(戦後教育の検証5)』批評社1998年147-216頁, とくに190-196頁(水戸五中事件1981年4月1日控訴審無罪判決による一定の体罰容認の悪影響を指摘)。
- 7) 「友が丘中で体罰あった 複数の教諭が数件(追う児童殺害)【大阪】」朝日新聞1997年7月4日朝刊31社会面, 「神戸・友が丘中の体罰で市教委の対応聞く 大阪の市民団体【大阪】」同1997年7月7日夕刊15社会面, 「友が丘中, 94年度にも体罰1件連続児童殺傷事件の生徒通学/兵庫」朝日新聞1997年8月9日朝刊兵庫。ただし, 凶悪な犯行と体罰との因果関係については権威的な生徒指導のみでは説明がつかない。
- 8) 社会部・樫村伸哉, 吉沢龍彦「体罰に厳正対処 福岡県教委方針を転換【西部】」朝日新聞1999年1月19日朝刊21面。
- 9) 「『指導方法』を模索 指針なく戸惑う現場(体罰なぜ)【西部】」朝日新聞1995年7月30日朝刊31社会面, 「担任の半数『体罰した』3人に2人は容認 福岡県教組調査【西部】」同1996年4月18日朝刊30社会面。
- 10) 複数の生徒が体罰被害を受けた場合, 一部のみに「傷害なし」の生徒がいても, 体罰事件全体の問題性を薄めるものではないとして, それは傷害なし件数から除いた。
- 11) 図表の数字は下記の資料より算出した。

監督責任により懲戒処分を受けた者(1996年までの表の括弧内数字は内数, 1997年度より外数となっていた)は, 事案の重大性を示す数値なので計上する方法もあったが, さしあたりは体罰事件の報告事例の有無が問題なので今回は除いた。

比較のために, 政令指定都市を含む近隣の県として兵庫県と福岡県を含めた。

なお, 1989年度から体罰時の状況(場面と場所)を, 1999年度から被害の状況を, 2006年度から学校種を表中の項目で記載するようになっている。

<データの出所>

文部省地方課「資料 教職員に係る係争中の争訟事件

等の係属状況等について: 各年四月一日現在の調査から」教育委員会月報374号71頁以下(1981年10月号), 383号67頁以下(1982年7月号), 395号64頁以下(1984年7月号), 407号68頁以下(1984年7月号), 420号69頁以下(1985年8月号), 433号68頁以下(1986年9月号), 447号59頁以下(1987年11月号), 457号56頁以下(1988年9月号)に掲載の「表17または表16 懲戒処分等(交通事故, 争議行為に掲載の係るものを除く)の処分状況(人数)」。

森 晃憲ほか(1989-94)・文部省教育助成局地方課(1995-1999)・文部科学省初等中等教育企画課(2000-2007)「調査・統計 各年度教(育)職員に係る懲戒処分等の状況について」教育委員会月報470号133頁以下(1989年10月号), 482号43頁以下(1990年10月号), 494号44頁以下(1991年10月号), 506号50頁以下(1992年10月号), 519号57頁以下(1993年10月号), 532号75頁以下(1994年10月号), 545号81頁以下(1995年10月号), 558号78頁以下(1996年10月号), 571号66頁以下(1997年10月), 586号35頁以下(1998年12月号), 599号50頁以下(1999年12月号), 612号37頁以下(2000年12月号), 625号53頁以下(2001年12月号), (638号2002年12月号, 651号2003年12月号, 663号2004年12月号, 675号2005年12月号, 687号2006年12月号), 699号58頁以下(2007年12月号), 711号40頁以下(2008年12月号)に掲載の「表4または表3または表5 体罰にかかる懲戒処分等の状況」。

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課(2002年度のみ同課「黒沼一郎, 大分県教育委員会高橋一成」と記名)「《調査・統計》平成13~20年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況について」に掲載の

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/03061201.htm,
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/029/03122401.htm,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/12/04121003.htm,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05121602.htm,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/12/06121205.htm,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/12/07122018.htm,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/12/1217866.htm,
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1288132.htm
「表4 体罰に係る懲戒処分等の状況一覧」(各年度)
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/03061201/004.pdf,
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/029/03122401/004.pdf,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/12/04121003/004.pdf,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/17/12/05121602/004.pdf,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/12/06121205/004.pdf,
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/12/07122018/004.htm,

表1 体罰に係る懲戒処分等の推移(処分された人数)

	広島県	広島市	兵庫県	神戸市	福岡県	北九州市	福岡市
1980	0	0	7	0	1	1	0
1981	0	0	6	0	1	0	0
1982	0	0	10	0	2	0	0
1983	0	0	5	0	0	0	0
1984	2	0	5	0	0	5	0
1985	0	0	21	2	0	0	0
1986	3	0	7	1	0	0	2
1987	2	0	11	4	0	1	3
1988	2	0	23	2	0	0	1
1989	3	3	14	4	0	4	0
1990	12	4	13	0	0	2	8
1991	1	2	12	1	0	0	1
1992	0	3	12	1	5	5	1
1993	1	5	12	0	3	3	1
1994	0	6	5	0	5	7	0
1995	0	4	8	0	4	4	0
1996	1	0	11	0	2	9	0
1997	1	2	8	26	4	3	4
1998	2	1	19	18	2	4	3
1999	4	1	30	16	2	4	1
2000	2	2	30	13	10	3	4
2001	8	2	23	15	6	1	2
2002	9	2	35	18	5	7	1
2003	6	15	26	15	15	6	6
2004	8	9	15	19	4	1	2
2005	4	7	41	5	2	3	2
2006	15	3	24	3	6	0	6
2007	14	1	39	3	4	2	6
2008	24	1	37	3	1	7	8

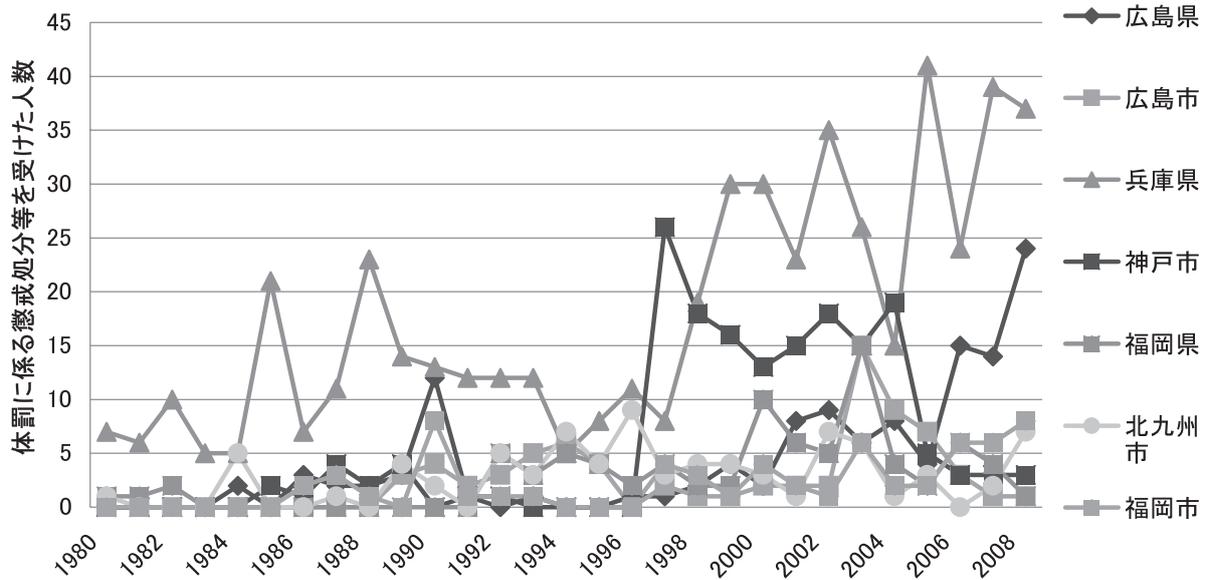
年度 ※データの出所は注の11)を参照。

表2 体罰に係る懲戒処分等を受けた件数の内、傷害なしの比率

	広島県	広島市	兵庫県	神戸市	福岡県	北九州市	福岡市
1999	0%	0%	20%	38%	0%	50%	0%
2000	50%	0%	45%	23%	20%	0%	0%
2001	13%	0%	48%	53%	33%	0%	0%
2002	44%	50%	54%	39%	40%	14%	100%
2003	50%	67%	62%	53%	36%	33%	50%
2004	14%	22%	79%	42%	0%	100%	50%
2005	25%	71%	59%	40%	0%	33%	0%
2006	36%	100%	65%	0%	33%	no case	33%
2007	79%	100%	73%	100%	0%	50%	50%
2008	67%	0%	84%	0%	0%	75%	14%

年度 ※データの出所は注の11)を参照。

グラフ1 体罰に係る懲戒処分等の推移
1980-2008年度



グラフ2 体罰に係る懲戒処分等の推移
1980-2008年度(低層部)

